

○環境省令第十号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第五号及び第七条第一項第三号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年九月十一日

環境大臣 齊藤 鉄夫

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

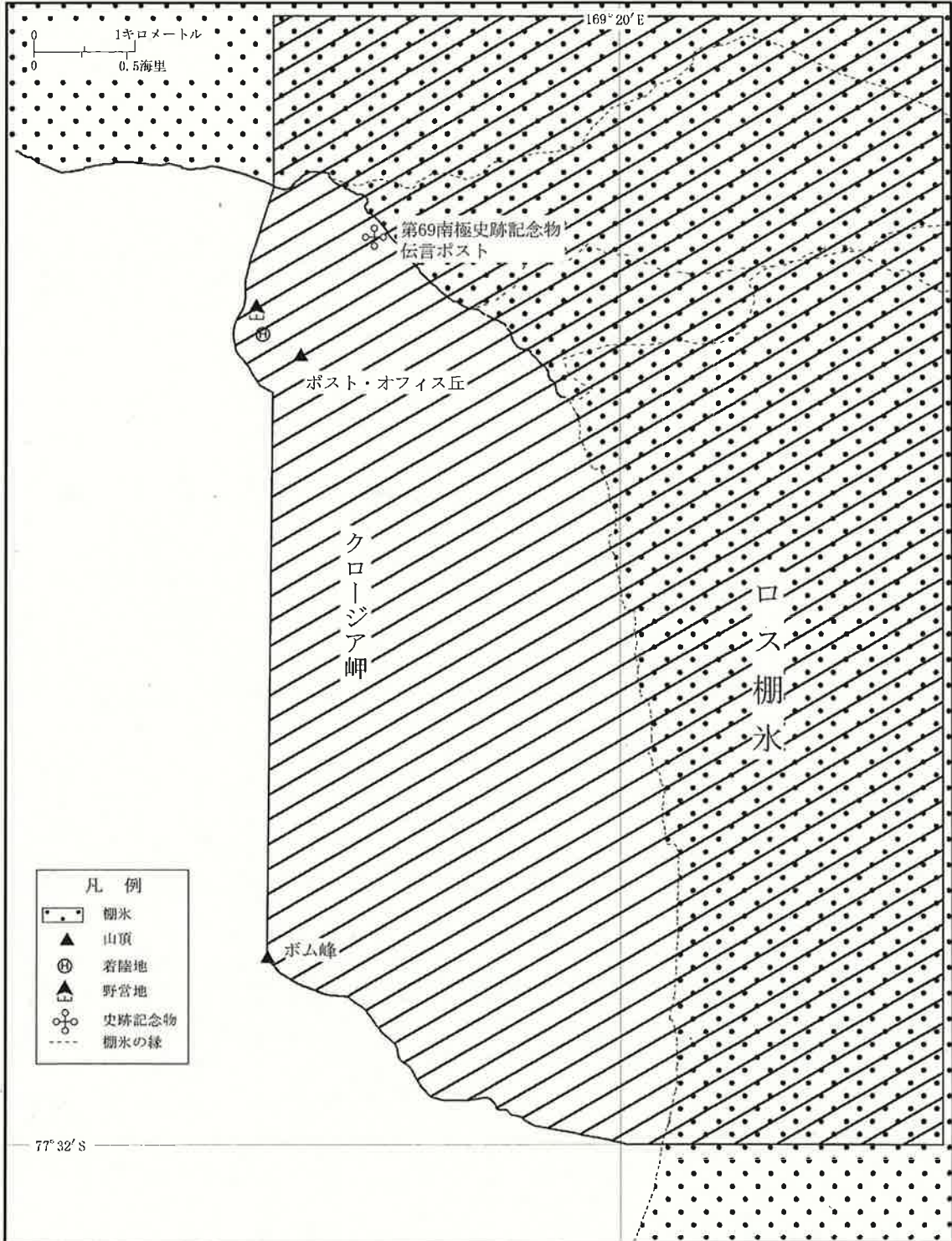
別記第二十四南極特別保護地区を次のように改める。

第二十四南極特別保護地区

ロス島のクロージア岬

この地区は、クロージア岬の北海岸にある地点（南緯 77 度 26 分 54 秒東経 169 度 11 分 30 秒）を起点とし、同地点から東経 169 度 11 分 30 秒の経度線を北に進み、南緯 77 度 26 分東経 169 度 11 分 30 秒の地点に至り、同地点から南緯 77 度 26 分の緯度線を東に進み、南緯 77 度 26 分東経 169 度 28 分の地点に至り、同地点から東経 169 度 28 分の経度線を南に進み、南緯 77 度 32 分東経 169 度 28 分の地点に至り、同地点から南緯 77 度 32 分の緯度線を西に進み、南緯 77 度 32 分東経 169 度 20 分の地点に至り、同地点から稜線を西に進み、ボム峰（南緯 77 度 31 分東経 169 度 11 分 30 秒）に至り、同地点から東経 169 度 11 分 30 秒の経度線を北に進み、ポスト・オフィス丘の南西にある地点（南緯 77 度 28 分東経 169 度 11 分 30 秒）に至り、同地点から稜線を北に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地 図)



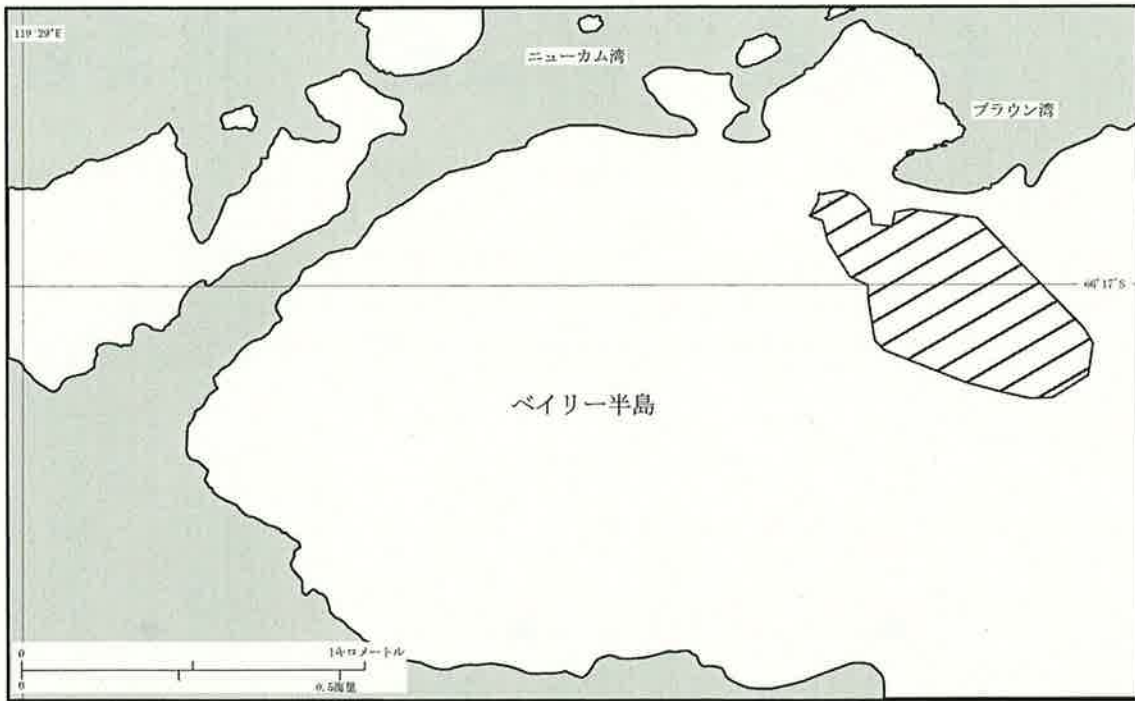
別記第三十五南極特別保護地区を次のように改める。

第三十五南極特別保護地区

ウィルクス・ランドのバッド海岸のベイリー半島北東部

この地区は、南緯 66 度 16 分 52 秒東経 110 度 32 分 7 秒の地点を起点とし、同地点と南緯 66 度 16 分 51 秒東経 110 度 32 分 12 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 66 度 16 分 52 秒東経 110 度 32 分 16 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 66 度 16 分 53 秒東経 110 度 32 分 19 秒の地点を結ぶ直線、東経 110 度 32 分 19 秒の経度線、南緯 66 度 16 分 55 秒の緯度線、南緯 66 度 16 分 55 秒東経 110 度 32 分 24 秒の地点と南緯 66 度 16 分 53 秒東経 110 度 32 分 25 秒の地点を結ぶ直線、南緯 66 度 16 分 53 秒の緯度線、南緯 66 度 16 分 53 秒東経 110 度 32 分 29 秒の地点と南緯 66 度 16 分 54 秒東経 110 度 32 分 44 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 66 度 17 分 5 秒東経 110 度 33 分 9 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 66 度 17 分 6 秒東経 110 度 33 分 11 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 66 度 17 分 9 秒東経 110 度 33 分 10 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 66 度 17 分 11 秒東経 110 度 33 分 2 秒の地点を結ぶ直線、南緯 66 度 17 分 11 秒の緯度線、南緯 66 度 17 分 11 秒東経 110 度 32 分 50 秒の地点と南緯 66 度 17 分 10 秒東経 110 度 32 分 41 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 66 度 17 分 7 秒東経 110 度 32 分 22 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 66 度 17 分 6 秒東経 110 度 32 分 20 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 66 度 17 分 2 秒東経 110 度 32 分 18 秒の地点を結ぶ直線、東経 110 度 32 分 18 秒の経度線、南緯 66 度 17 分の緯度線、南緯 66 度 17 分東経 110 度 32 分 14 秒の地点と南緯 66 度 16 分 56 秒東経 110 度 32 分 9 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 66 度 16 分 54 秒東経 110 度 32 分 8 秒の地点を結ぶ直線、南緯 66 度 16 分 54 秒の緯度線及び南緯 66 度 16 分 54 秒東経 110 度 32 分 5 秒の地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地図)



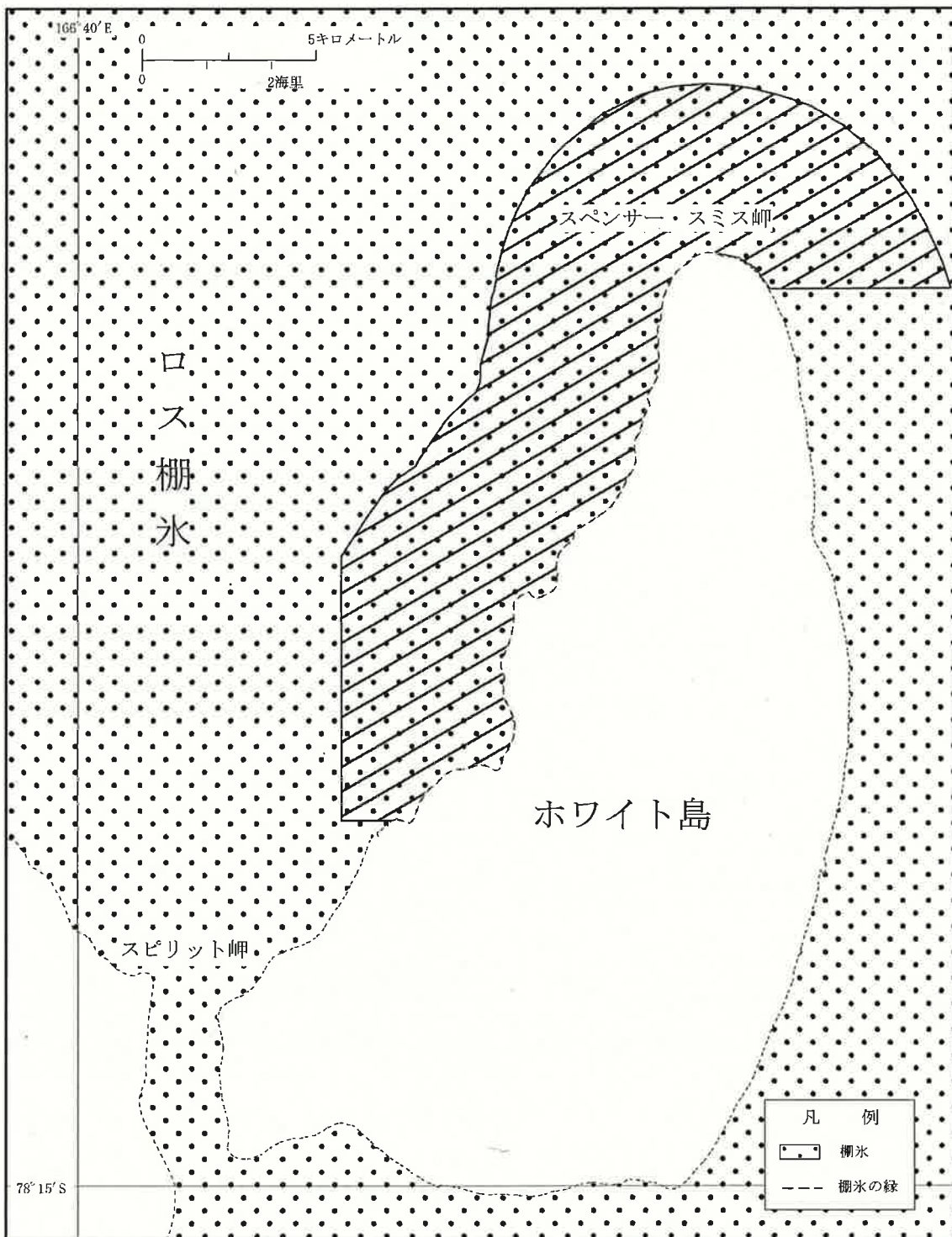
別記第三十七南極特別保護地区を次のように改める。

第三十七南極特別保護地区

マクマード入江のホワイト島の北西海域

この地区は、ロス島のハット岬から南西約25キロメートルにあるホワイト島の北西にあり、スペンサー・スミス岬の東端（南緯78度43秒東経167度32分42秒）を起点とし、同地点からホワイト島の海岸線を南西に進み、南緯78度9分12秒東経167度5分の地点に至り、同地点から南緯78度9分12秒の緯度線を西に進み、南緯78度9分12秒東経167度の地点に至り、同地点から東経167度の経度線を北に進み、南緯78度5分東経167度の地点に至り、同地点からホワイト島の海岸線から5キロメートル離れたところにある線を北東に進み、南緯78度43秒東経167度46分37秒の地点に至り、同地点から同地点と起点を結ぶ直線を西に進み、起点に至る線により囲まれた海域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地図)



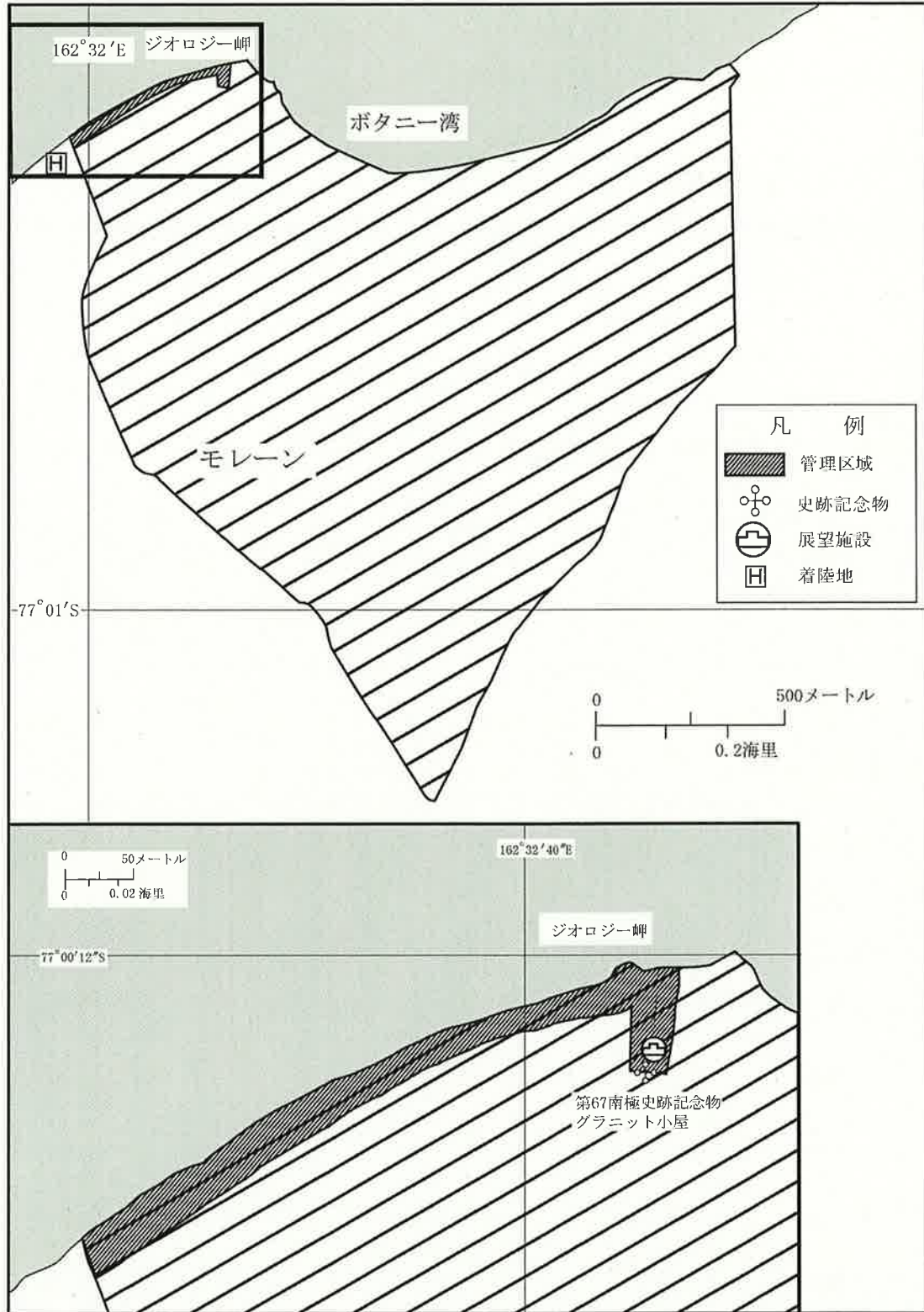
別記第五十四南極特別保護地区を次のように改める。

第五十四南極特別保護地区

ヴィクトリア・ランドのジオロジー岬のボタニー湾

この地区は、ヴィクトリア・ランドのボタニー湾の南西にあり、ジオロジー岬の南西約400メートルのところにある地点（南緯77度19秒東経162度31分53秒）を起点とし、同地点からヴィクトリア・ランド北岸の最大高潮時海岸線を東に進み、南緯77度13秒東経162度36分10秒の地点に至り、同地点から東経162度36分10秒の経度線を南に進み、南緯77度13秒東経162度36分10秒の地点に至り、同地点から稜線を南西に進み、南緯77度1分16秒東経162度34分15秒の地点に至り、同地点から稜線を北西に進み、南緯77度59秒東経162度33分22秒の地点を経由し、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地 図)



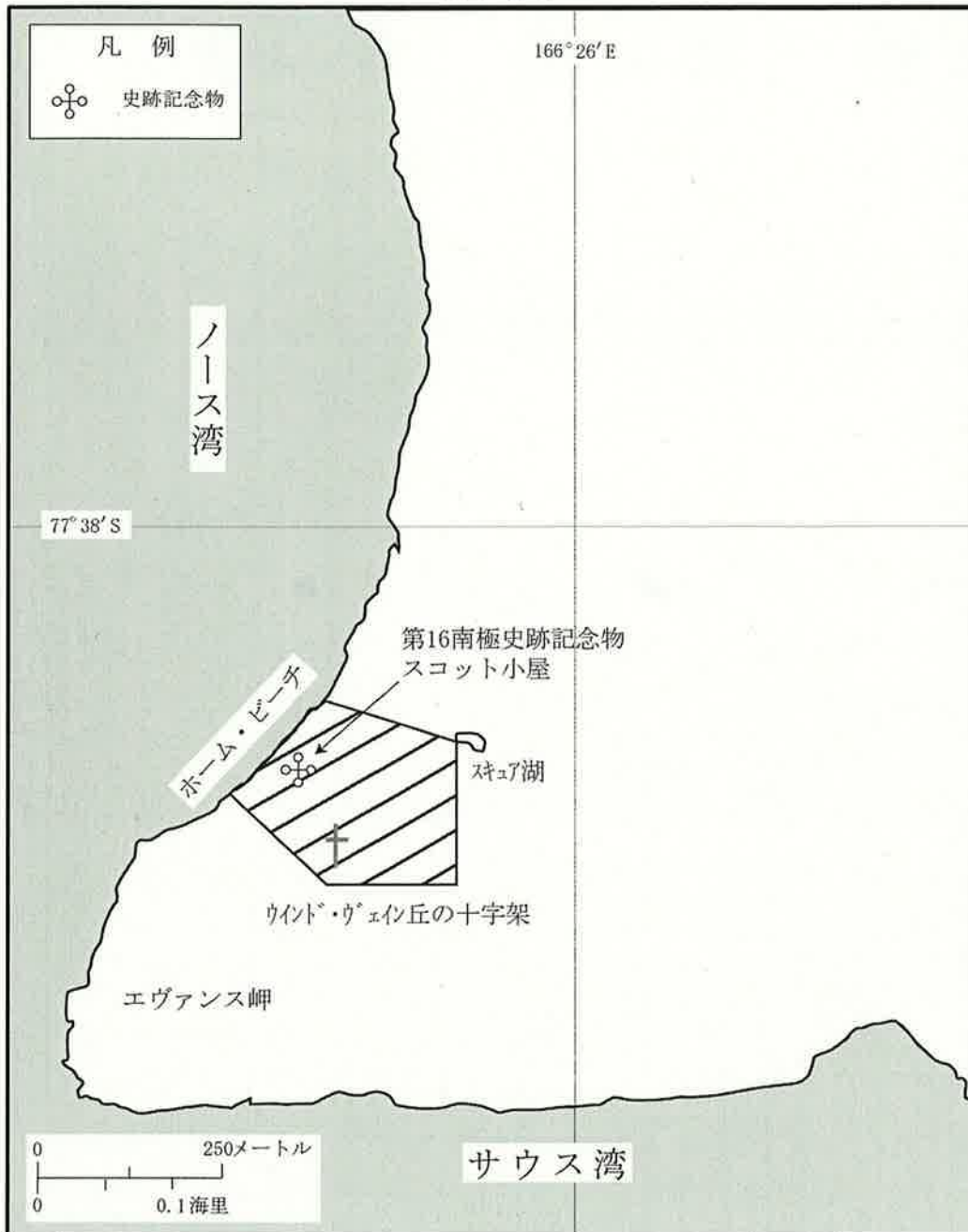
別記第五十五南極特別保護地区を次のように改める。

第五十五南極特別保護地区

ロス島のエヴァンス岬

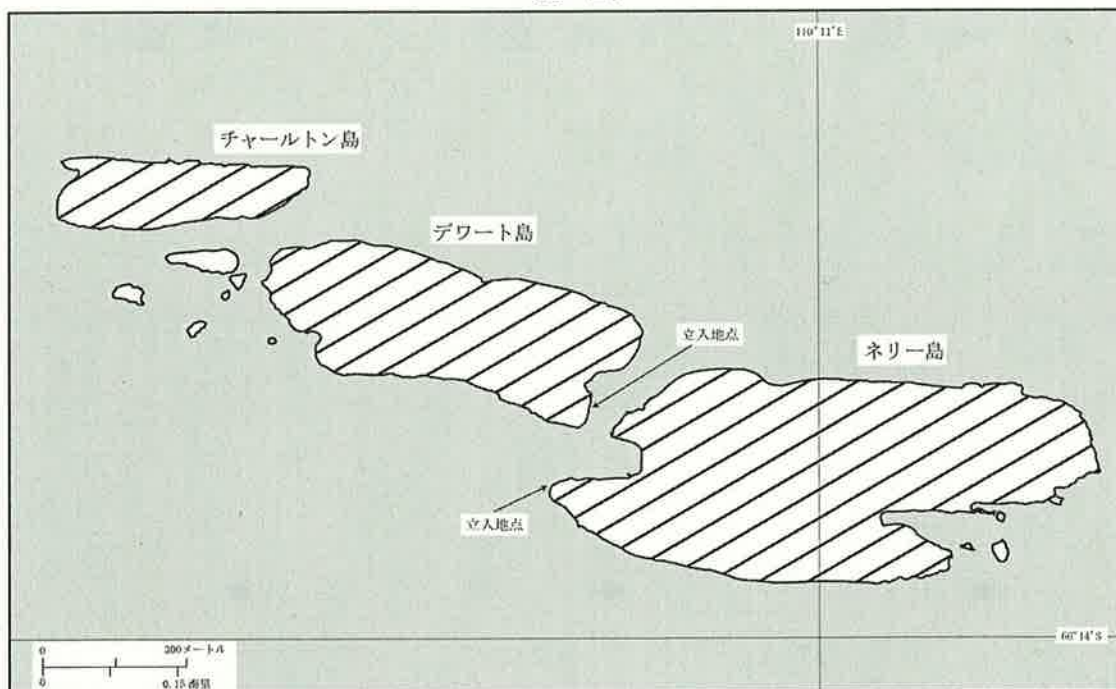
この地区は、ロス島の西部にあり、ロス島の西海岸線、南緯 77 度 38 分 5 秒東経 166 度 25 分 13 秒の地点と南緯 77 度 38 分 6 秒東経 166 度 25 分 36 秒の地点を結ぶ直線、東経 166 度 25 分 36 秒の経度線、南緯 77 度 38 分 15 秒の緯度線及び南緯 77 度 38 分 15 秒東経 166 度 25 分 9 秒の地点と南緯 77 度 38 分 12 秒東経 166 度 24 分 49 秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分) から成る。

(地 図)



別記第六十南極特別保護地区の地図を次のように改める。

(地図)



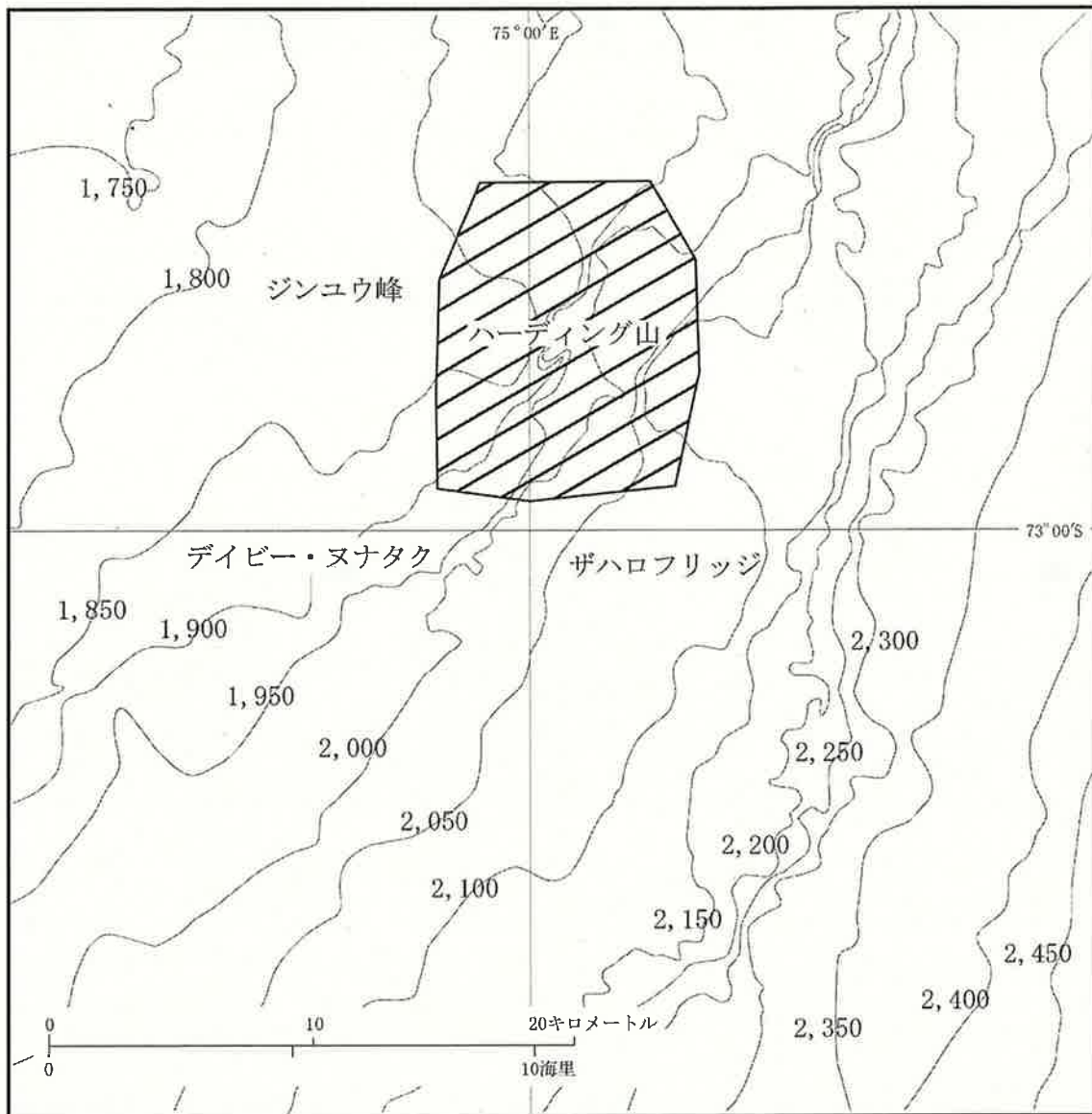
別記第六十七南極特別保護地区の次に次のように加える。

第六十八南極特別保護地区

グローブ山脈のハーディング山

この地区は、南緯 72 度 51 分東経 74 度 57 分の地点を起点とし、同地点と南緯 72 度 51 分東経 75 度 8 分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 72 度 52 分東経 75 度 11 分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 72 度 55 分東経 75 度 12 分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 72 度 57 分東経 75 度 10 分の地点を結ぶ直線、南緯 72 度 57 分の緯度線、南緯 72 度 57 分東経 74 度 54 分の地点と南緯 72 度 55 分東経 74 度 53 分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 72 度 53 分東経 74 度 54 分の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地図)

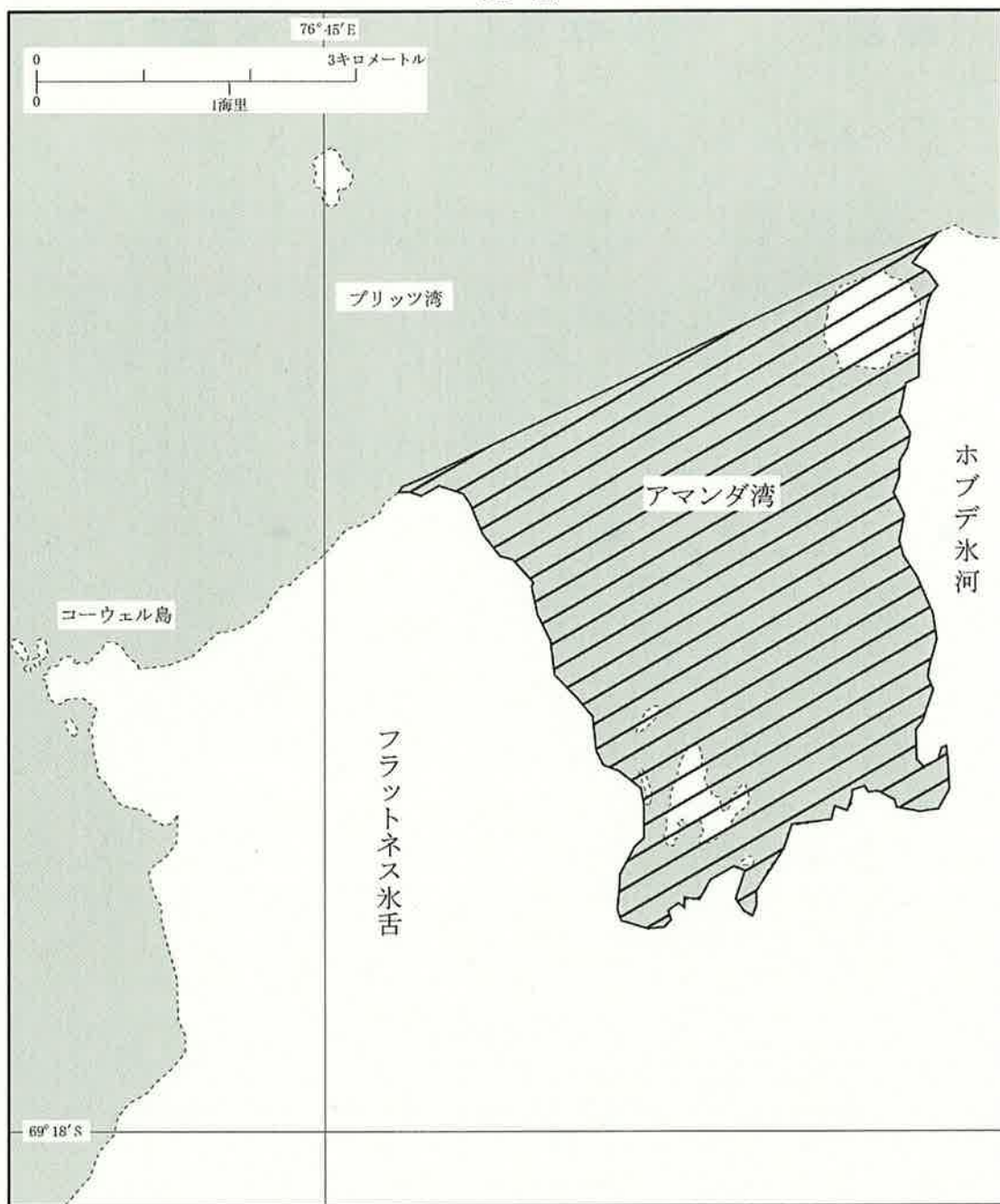


第六十九南極特別保護地区

プリンセス・エリザベス・ランドのイングリッド・クリステンセン海岸の
アマンダ湾

この地区は、アマンダ湾の海岸線及び南緯 69 度 14 分 44 秒東経 76 度 46 分 41 秒の地点と南緯 69 度 13 分 26 秒東経 76 度 53 分 54 秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地図)

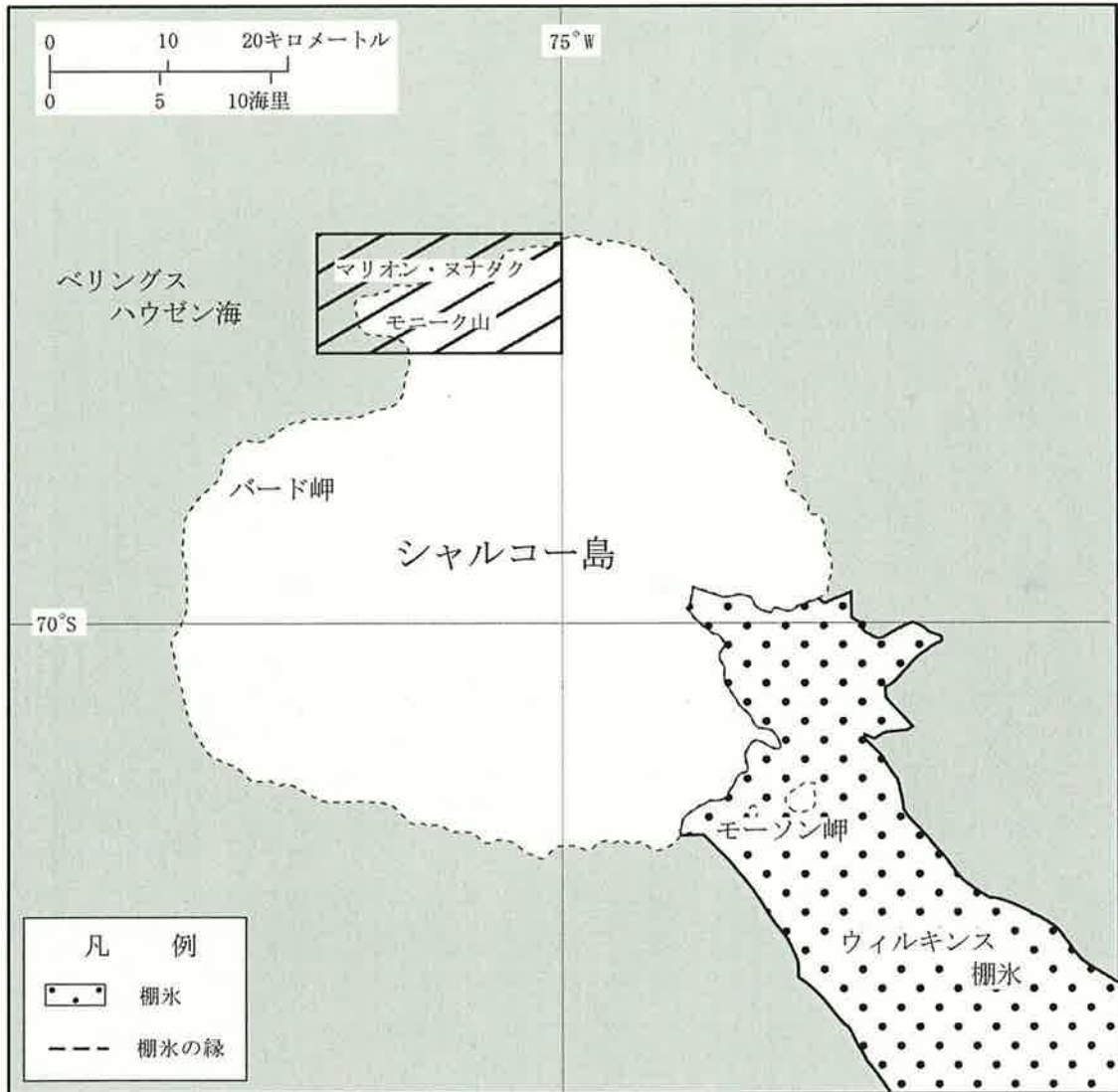


第七十南極特別保護地区

シャルコー島のマリオン・ヌナタク

この地区は、南緯 69 度 43 分の緯度線、西経 75 度の経度線、南緯 69 度 48 分の緯度線及び西経 75 度 30 分の経度線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地図)



別表第六第二十四南極特別保護地区の項第一号中「管理活動」の下に「教育活動」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 当該地区内では車両を使用しないこと。

同項第三号中「又は管理活動」を削り、「当該地区の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域」を「航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度七百五十メートル以下の空域」に改め、同号の表を削る。

別表第六第三十五南極特別保護地区の項第二号中「当該地区内」を「管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内」に改める。

別表第六第三十七南極特別保護地区の項第三号中「原則として」を「科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き」に改め、同号に後段として次のように加える。

なお、当該地域内に着陸する場合、当該地区内の海岸線又はあざらし等の集団から三百メートル以内の区域には着陸しないこと。

同項第四号中「原則として」を「科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き」に改め、ただし書

を削り、同号に後段として次のように加える。

なお、当該地区内に離着陸する場合、当該地区内の海岸線の直上空域を飛行しないこと。

同項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

別表第六第三十八南極特別保護地区の項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

別表第六第五十四南極特別保護地区の項第一号中「南緯七十七度十二秒東経百六十二度三十三分二秒の地点と南緯七十七度十五秒東経百六十二度三十三分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯七十七度十五秒東経百六十二度三十二分七秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯七十七度十三秒東経百六十二度三十二分五秒の地点」

を「南緯七十七度十二秒東経百六十二度三十二分五十六秒の地点と南緯七十七度十五秒東経百六十二度三十二分五十五秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯七十七度十五秒東経百六十二度三十二分五十一秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯七十七度十三秒東経百六十二度三十二分五十二秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯七十七度二十秒東経百六十二度三十一分五十四秒の地点を結ぶジオロジ岬の海岸線から二十メートル離れたところにある線、同地点と南緯七十七度十九秒東経百六十二度三十一分五十三秒の地点」に改める。

別表第六第五十五南極特別保護地区の項第七号中「当該地区内」を「管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内」に改める。

別表第六第六十南極特別保護地区の項中第二号及び第三号を削り、同項第四号中「南緯六十六度十三分三十七秒東経百十度十分の地点、南緯六十六度十三分四十五秒東経百十度十分四十一秒の地点又は南緯六十六度十三分四十九秒東経百十度十分三十六秒の地点」を「南緯六十六度十三分四十五秒東経百十度十分二十二秒の地点又は南緯六十六度十三分五十五秒東経百十度十分十五秒の地点」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号を削り、同項中第六号を第三号とし、第七号から第九号までを三号ずつ繰り上げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 当該地区内では、毎年十月一日から翌年四月三十日までの期間は、発動機又は電動機その他騒音を生じさせるような機器を使用しないこと。

八 当該地区内では、次の表の上欄に掲げる種ごとに、下欄に掲げる距離よりも近づかないこと。

<p>マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）</p>	<p>百メートル（科学的調査のために必要な場合にあつては、二十メートル）</p>
<p>南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種（繁殖地にいるもの又は換羽中のものに限る。）</p>	<p>三十メートル</p>
<p>南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（幼獣又は幼獣を伴うものに限る。）</p>	
<p>南極鳥類のうち、みずなきどり科に属する種（マクロネクテス・ギガンテウス（オオフルマカモメ）を除く。）</p>	
<p>カタラクタ・マコルミキ（ナンキョクオオトウゾクカモメ）</p>	

南極鳥類のうち、ペンギン目に属する種（海氷上にいるものに限る。）
五メートル

南極哺乳類のうち、食肉目に属する種（繁殖中のものを除く。）

同項第十号中「当該地区内」を「原則として、当該地区内」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第十号を第十号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第六第六十七南極特別保護地区の項の次に次のように加える。

第六十八南極特別保護地区

- 一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。
- 二 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなったときは、速やかに当該工作物を除去すること。
- 三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では野

	<p>営しないこと。</p> <p>四 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>五 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>六 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>七 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>第六十九南極特別保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 当該地区内において車両を使用する場合、南極鳥類の個体から五百メートル以内に近づかないこと。</p> <p>三 回転翼航空機は、当該地区内の南極鳥類の繁殖地から千メートル以内の区域に離着陸しないこと。</p>

四 回転翼航空機は、当該地区内の南極鳥類の繁殖地から千メートル以内の区域の直上空域を飛行しないこと。

五 当該地区内では回転翼航空機に燃料を補給しないこと。

六 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では歩行者はペンギンの繁殖地又は集団から五十メートル以内に近づかないこと。また、当該地区内では歩行者はペンギンの通路を通行しないこと。

七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名並びに設置年月日及び撤去予定年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。

八 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では野営しないこと。なお、当該地区内において野営する場合、アプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）の繁殖地から五百メートル以内の

<p>第七十南極特別保護地区</p>	
<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車</p>	<p>区域では行わないこと。</p> <p>九 原則として、当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>十 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>十一 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>十二 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>十三 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>十四 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>

両を使用しないこと。なお、当該地区内において車両を使用する場合、露頭から百メートル以内に近づかないこと。

三 航空機は、露頭から百メートル以内に着陸しないこと。

四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。

五 原則として、当該地区内では野営しないこと。なお、当該地区内において野営する場合、原則として、露頭から五百メートル以上離れた区域の雪上又は氷上で行うこと。

六 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。

七 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。

八 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。

九 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗淨又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行日前にされた南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号。次条において「法」という。）第六条の確認の申請であつて、この省令の施行の際、環境大臣による確認をす
るかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にした法第七条の規定による確認は、同条第一項第三号の要件については、改正
後の南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の規定に基づいてしたものとみなす。

- 十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
- 十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。
- 十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める
様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。

第四条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。